

# とやま中央会 FAX 情報

2015. 5. 15 発行 No.463

## 消費税転嫁対策窓口相談等事業（専門家個別 相談窓口及び専門家派遣）のご案内

所得税法等の一部を改正する法律(平成27年法律第9号)により、消費税率の引き上げ時期が1年半延期されましたが、中小企業組合やその構成員企業にとって消費税率引上げへの対応は事業存続のための喫緊の課題であり、その重要性はますます高まっています。

このため、本会では、消費税転嫁対策窓口相談等事業を、今年度も引き続き実施いたします。

つきましては、消費税率の引上げやそれに伴う制度改正等によって生じる個別の課題、価格転嫁につながる経営力強化策等に関する特別相談窓口を開設するほか、専門家を派遣し個別の質問や相談に対応いたしますので、ぜひご活用ください。

### 1. 専門家個別相談窓口

#### (1) 個別相談窓口開設の日時

原則毎月第3水曜日 14:00~17:00 (7月については第3・5水曜日)

平成27年5月20日、6月17日、7月15日、7月29日、8月19日、9月16日、10月21日、11月18日、12月16日、平成28年1月20日

#### (2) 開設場所

富山流通会館 (富山問屋センター組合会館)  
(富山市問屋町1-3-18) ※無料駐車場有り

#### (3) 専門家

税理士 (北陸税理士会会員)

※ご対応いただく税理士は相談日によって異なります

#### (4) このような場合にご活用ください

- ・消費税の表示方法を変えたいけど、これだと法律違反にならないかな…
- ・消費税の価格転嫁が出来ず経営が苦しい…
- ・10%引き上げまでに経営の適正化を図って対応をとらないと…

### 2. 専門家派遣事業

#### (1) 専門家派遣事業とは

組合事務所などの指定の場所に専門家と本会職員が伺い、消費税転嫁対策等に関するご質問やご相談に応じます。

#### (2) 専門家

税理士・公認会計士、弁護士、中小企業診断士、司法書士、社会保険労務士、その他

#### (3) このような場合にご活用ください

- ・窓口相談開設日に事務所を空けることができない。
- ・役員会等、組合員が集まる機会に、制度等について説明してほしい。
- ・経営の悪化が見込まれる消費税10%引上げ時の対策について、税理士だけでなく、中小企業診断士等から広く意見を聞きたい。

### 3. 対象

県内の組合及び組合員企業

### 4. 利用料

無 料

## 5. お申込み・お問合せ先

本会流通・労働支援課 担当：熊野

TEL：076-424-3686

### ◇ 平成27年度中小企業活路開拓調査・実現化事業第2回募集について

全国中央会では、平成27年度中小企業活路開拓調査・実現化事業の第2回募集を実施いたします。当事業は、中小企業組合等が新たな販路の開拓、単独では解決困難な諸問題、その他中小企業の発展に寄与するテーマ等について、改善、解決するために行う取組みに対して補助するものです。

#### 1. 補助対象事業及び補助限度

##### (1) 中小企業組合等活路開拓事業

補助対象経費総額の10分の6以内であって、11,588千円を上限とし、1,000千円を下限とします。ただし、「展示会等出展事業」については、1,200千円を上限とします。

##### (2) 組合等情報ネットワークシステム等開発事業

補助対象経費総額の10分の6以内であって、11,588千円を上限とし、1,000千円を下限とします。

##### (3) 連合会(全国組合)等研修事業

補助対象経費総額の10分の6以内であって、上限を2,100千円とします。

#### 2. 補助対象者

中小企業組合(事業協同組合、商工組合、企業組合等)、一般社団法人、共同出資組織(LLC、LLP)、任意グループなど

#### 3. 応募受付期間

平成27年5月20日(水)～7月21日(火)

(1) 第1次締切：平成27年6月22日(月)

(2) 第2次締切：平成27年7月21日(火)

※第1次締切までに応募された案件で基準を満たしたのから順次採択して、予算枠に達した時点で終了します。

#### 4. 応募書類送付先・お問合せ先

全国中小企業団体中央会 振興部

〒104-0033 東京都中央区新川 1-26-19 全中・全味ビル

TEL：03-3523-4905

※詳しくはこちらをご覧ください

<http://www2.chuokai.or.jp/hotinfo/27katsuro-project.htm>

※応募を検討される際は富山県中央会の各組合担当者にご相談ください。

TEL：076-424-3686

### ◇ 平成27年度免税店開設支援モデル事業の第2次募集について

県では、外国人旅行者向け消費税免税制度が改正され、免税対象商品の拡大や一括カウンターによる免税手続き等が可能となること及び北陸新幹線の開業や台北便、クルーズ船の寄港等により増加が見込まれる外国人旅行者の消費拡大が期待されることから、県内の中小小売店の免税店化を促進するため、免税店の開設に必要な環境整備に対する費用の一部を補助いたします。

#### 1. 補助対象事業

対象地域内の中小小売店や商店街等が、免税店の開設に必要な環境整備を行う事業

#### 2. 補助率及び補助限度額

(1) 補助率：補助対象経費の1/2

---

元気いっぱいファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

(2) 補助限度額：10万円

### 3. 対象事業者

事業協同組合、商店街振興組合、特定会社、一般社団法人等、公益社団法人等、NPO 法人、任意団体、中古自動車販売業を除く中小企業

### 4. 対象地域

- ・宇奈月温泉街地域
- ・立山黒部アルペンルート及び立山山麓地域
- ・富山地域（富山市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域）
- ・高岡地域（高岡市中心市街地活性化基本計画に定める中心市街地の区域、新高岡駅周辺及び伏木地区）
- ・五箇山地域（旧平村、旧上平村、旧利賀村、旧井波町の幹線道路沿い）
- ・その他知事が必要と認める地域

### 5. 募集期間

平成27年5月29日（金）まで

### 6. 応募先・お問合せ先

富山県商工労働部 商業まちづくり課  
TEL：076-444-3251  
[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1306/kj00015290.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1306/kj00015290.html)

#### ◇ マイナンバー制度への対応準備のお願い

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」が平成28年1月1日に施行され、住民票を有する全員に固有の番号（マイナンバー）が付されることとなります。全ての事業者（全法人、全個人事業主）において、従業員等のマイナンバーの把握や書類への記載などが義務化されることから、事業者側に、マイナンバーの適切な管理を行うための業務フローの変更や情報システム改修などの対応が必要となります。

各事業者様におかれましては、実務上の対応準備を進めていただきますようお願いいたします。対応準備につきましては、下記をご参照ください。

### 1. マイナンバー制度に関する情報

・社会保障・税番号制度ホームページ（内閣官房ホームページ）

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

・政府広報のページ（国民向け）

<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber/>

### 2. マイナンバー制度に関するお問合せ

・マイナンバーコールセンター

TEL：0570-20-0178（全国共通ナビダイヤル）

受付時間：平日9：30～17：30（土日祝日・年末年始を除く）

#### ◇ 「下請かけこみ寺」の活用について

～原材料・エネルギーコスト増に関する相談窓口が設置されています～

中小企業庁では、中小企業が抱える取引上の様々な悩みなどの相談への対応や裁判外紛争解決手続（ADR）による迅速なトラブルの解決を図るため、「下請かけこみ寺」を全国48カ所に設置しています。

原材料・エネルギーコスト増に関する相談窓口と専門の相談員を配置しています。

富山県における相談窓口及びお問合せ先は下記のとおりです。

〒930-0866 富山市高田 527 番地 情報ビル2F  
（公財）富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター 取引設備支援課内  
フリーダイヤル：0120-418-618

TEL：076-444-5622

#### ◇ 「民法の一部を改正する法律案」が閣議決定されました

「民法の一部を改正する法律案」は、法制審議会民法（債権関係）部会で積み重ねられてきた審議を受け、法制審議会総会が決定した「民

法（債権関係）の改正に関する要綱」に基づくものであり、①消滅時効の期間の統一化等時効に関する規定、②法定利率を変動させる規定、③保証人の保護を図るための保証債務に関する規定、④中小企業の資金調達に向けた債権譲渡に関する規定、⑤定型約款に関する規定の整備・新設など120年ぶりの全面改正となっています。

詳細については下記をご覧ください。

[http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00175.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00175.html)

#### ◇ 平成27年度Wi-Fi整備等支援事業助成金制度のご案内

北陸新幹線開業により、今度ますます増加が見込まれる海外からの誘客を図るため、新幹線駅周辺の施設及び外国人旅行者が多数訪れる観光施設が外国人旅行者の受入態勢を整備する事業を行う場合、所要の経費の一部を助成します。

##### 1. 助成対象者

宿泊施設・飲食店・小売店等を含む富山県内の観光施設（国又は地方公共団体等が管理運営する施設は除く。）

##### 2. 補助対象

外国人旅行者の受入態勢の整備に必要な経費  
<例>Wi-Fi等の無線LANの整備（特定の携帯キャリアに限定される整備を除く。）、  
外国語版パンフレット・HPの作成、外国語番組放映、カード決済の導入、従業員への語学研修等

##### 3. 助成金額

- (1) 補助率：1/2以内
- (2) 上限額：40万円

##### 4. 申請締切

平成27年7月31日（金）必着

##### 5. 申請先、お問合せ先

〒930-8501 富山市新総曲輪1-7 県庁南別館  
（公社）富山県観光連盟

TEL：076-441-7722

FAX：076-431-4193

[http://www.pref.toyama.jp/cms\\_sec/1401/kj00013141.html](http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1401/kj00013141.html)

#### ◇ 本会平成27年度通常総会のご案内

本会では、平成27年度通常総会を下記のとおり開催いたしますので、お忙しいところ恐縮ではございますが、会員の皆様のご出席をお願いいたします。

##### ○日時

平成27年5月29日（金）  
14:00～

##### ○開催場所

富山商工会議所ビル 10階大ホール  
（富山市総曲輪2-1-3）

##### ○お問合せ

本会総務課  
TEL：076-424-3686



発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階  
URL: <http://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835